

# VI 農業経営の部

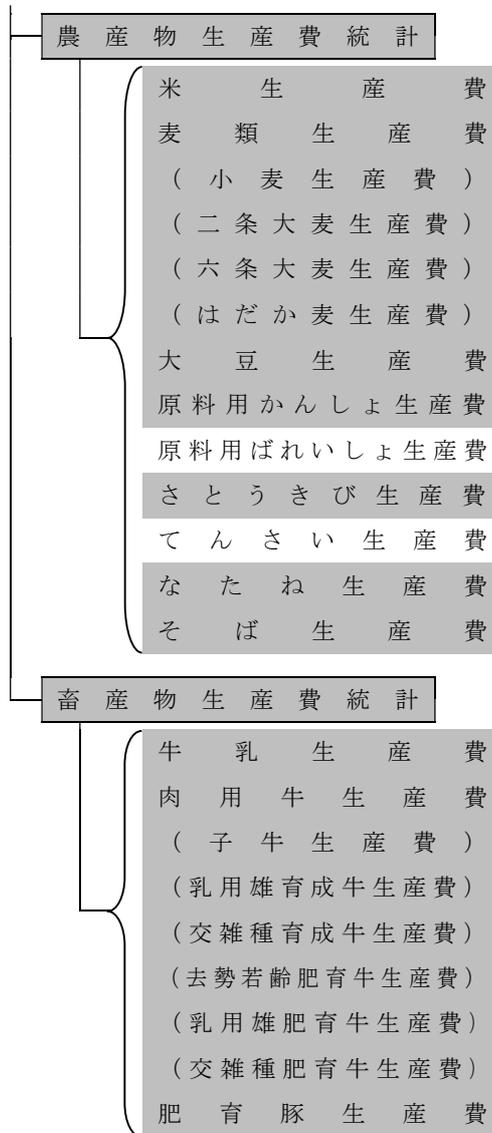
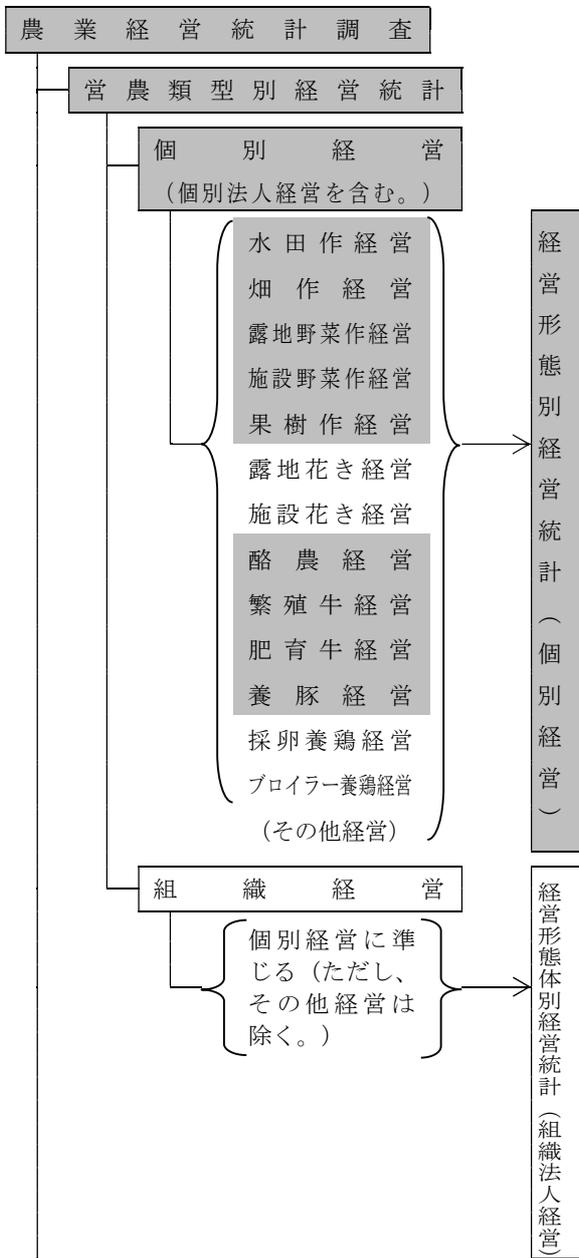
## 解説

この部には、「農業経営統計調査」の結果から個別経営体における営農類型別経営統計、経営形態別経営統計、農産物生産費統計及び畜産物生産費統計の結果から経営の収支、分析指標、生産費などを掲載しています。

### 1 調査の概要

#### (1) 調査の体系

(網掛部分は、この部に掲載している調査)



#### (2) 営農類型別経営統計・経営形態別経営統計(個別経営)

##### ア 調査の目的

営農類型別経営統計及び経営形態別経営統計(個別経営)は、農産物の販売を目的とする農業経営体の収支状況等の経営の実態を明らかにし、農業行政を推進するための資料を整備することを目的としています。

##### イ 調査期間

1月から12月の1年間

## ウ 調査の方法

農林業センサスの農業経営体のうち農業生産物の販売を目的とし、世帯による農業経営を行う農業経営体（法人格を有する経営体を含む。）を母集団とし、「営農類型（その他経営を含む。）の種類及び分類基準」等により階層を区分し、営農類型別経営統計（個別経営）の標本を選定しました。

なお、経営形態別経営統計（個別経営）の標本は、営農類型別経営統計（個別経営）の標本を共用しています。

現金出納帳、作業日誌（協力が得られる調査対象経営体については、電子化した現金出納帳、作業日誌）及び経営台帳を用いて、郵送等により調査を行いました。

なお、調査対象経営体が決算書類を整備しており、協力が得られる場合は、当該書類により把握できる情報に限り、調査票（現金出納帳、作業日誌及び経営台帳）の報告に代えて、当該書類を郵送等により提供を受けました。

営農類型（その他経営を含む。）の種類及び分類基準

営農類型の種類	分類基準
水田作経営	・ 稲、麦類、雑穀、豆類、いも類、工芸農作物の販売収入のうち、水田で作付けした農業生産物の販売収入が他の営農類型の農業生産物販売収入と比べて最も多い経営
畑作経営	・ 稲、麦類、雑穀、豆類、いも類、工芸農作物の販売収入のうち、畑で作付けした農業生産物の販売収入が他の営農類型の農業生産物販売収入と比べて最も多い経営
野菜作経営	・ 野菜の販売収入が他の営農類型の農業生産物販売収入と比べて最も多い経営
露地野菜作経営	・ 野菜作経営のうち、露地野菜の販売収入が施設野菜の販売収入以上である経営
施設野菜作経営	・ 野菜作経営のうち、施設野菜の販売収入が露地野菜の販売収入より多い経営
果樹作経営	・ 果樹の販売収入が他の営農類型の農業生産物販売収入

	と比べて最も多い経営
花き作経営	・ 花きの販売収入が他の営農類型の農業生産物販売収入と比べて最も多い経営
露地花き作経営	・ 花き作経営のうち、露地花きの販売収入が施設花きの販売収入以上である経営
施設花き作経営	・ 花き作経営のうち、施設花きの販売収入が露地花きの販売収入より多い経営
酪農経営	・ 酪農の販売収入が他の営農類型の農業生産物販売収入と比べて最も多い経営
肉用牛経営	・ 肉用牛の販売収入が他の営農類型の農業生産物販売収入と比べて最も多い経営
繁殖牛経営	・ 肉用牛経営のうち、肥育牛の飼養頭数より繁殖用雌牛の飼養頭数が多い経営
肥育牛経営	・ 肉用牛経営のうち、肥育牛の飼養頭数が繁殖用雌牛の飼養頭数以上である経営
養豚経営	・ 養豚の販売収入が他の営農類型の農業生産物販売収入と比べて最も多い経営
採卵養鶏経営	・ 採卵養鶏の販売収入が他の営農類型の農業生産物販売収入と比べて最も多い経営
ブロイラー養鶏経営	・ ブロイラー養鶏の販売収入が他の営農類型の農業生産物販売収入と比べて最も多い経営
その他経営	・ 上記の営農類型に分類されない（経営経営形態別経営統計のみ）

## (3) 農産物生産費統計・畜産物生産費統計

## ア 調査の目的

農産物生産費統計及び畜産物生産費統計調査は、それぞれの農畜産物の生産コストを明らかにし、農政の資料を整備することを目的としています。

## イ 調査期間

- (ア) 米・大豆・原料用かんしょ・そば  
当年1月から当年12月の1年間
- (イ) 麦類・なたね  
前年9月から当年8月までの1年間
- (ウ) さとうきび・牛乳・肉用牛・肥育豚  
当年4月から翌年3月までの1年間

## ウ 調査の方法

調査は、農林業センサスに基づく農業経営体のうち、世帯による農業経営を行い、「調査対象品目及び調査対象」に該当する経営体（個別経営）を対象とし、調査票（現金出納帳・作業日誌及び経営台帳）を用いて、調査対象経営体が記帳する方法を基本として調査を行いました。

また、牛乳生産費及び肉用牛生産費の希望する調査対象経営体においては、牛資産の異動状況等の管理について、（独）家畜改良センター所管の牛個体識別台帳データを活用しました。

調査対象品目及び調査対象

調査対象品目	調査対象
米	食用に供する目的で水稲を栽培し、玄米を 600 kg 以上販売する経営体
小麦	小麦を 10 a 以上作付けし、販売する経営体
二条大麦	二条大麦を 10 a 以上作付けし、販売する経営体
六条大麦	六条大麦を 10 a 以上作付けし、販売する経営体
はだか麦	はだか麦を 10 a 以上作付けし、販売する経営体
大豆	大豆を 10 a 以上作付けし、販売する経営体
原料用かんしょ	原料用かんしょを 10 a 以上作付けし、販売する経営体
さとうきび	さとうきびを 10 a 以上作付けし、販売する経営体
なたね	なたねを 10 a 以上作付けし、販売する経営体
そば	そばを 10 a 以上作付けし、販売する経営体
牛乳	搾乳牛を 1 頭以上飼養し、生乳を販売する経営体
子牛	肉用種の繁殖雌牛を 2 頭以上飼養して子牛を生産し、販売又は自家肥育に仕向ける経営体
乳用雄育成牛	肥育用もと牛とする目的で育成している乳用雄牛を 5 頭以上飼養し、販売又は自家肥育に仕向ける経営体
交雑種育成牛	肥育用もと牛とする目的で育成している交雑種牛を 5 頭以上飼養し、販売又は自家肥育に仕向ける経営体

去勢若齢肥育牛	肥育を目的とする去勢若齢和牛を 1 頭以上飼養し、販売する経営体
乳用雄肥育牛	肥育を目的とする乳用雄牛を 1 頭以上飼養し、販売する経営体
交雑種肥育牛	肥育を目的とする交雑種牛を 1 頭以上飼養し、販売する経営体
肥育豚	肥育豚を年間 20 頭以上販売し、肥育用もと豚に占める自家生産子豚の割合が 7 割以上の経営体

## 2 用語の解説

### (1) 経営形態

農業経営体の経営のタイプをいい、個別経営体（個人経営体及び個別法人経営体）、組織法人経営体（集落営農型及び集落営農型以外）の区分をいい、営農類型（野菜作経営、肉用牛経営等）に関わらず、個別経営の 1 経営体当たり収支等を把握するものです。

### (2) 主業経営体

農業所得が主（農業所得が「農業＋農業生産関連事業＋農外所得」の 50% 以上）で、65 歳未満の自営農業従事日数（ゆい・手伝・手間替出・共同作業を含む。）60 日以上の方がいる経営体をいいます。なお、農外所得が主（農業所得が「農業＋農業生産関連事業＋農外所得」の 50% 未満）で、65 歳未満の自営農業従事日数（ゆい・手伝・手間替出・共同作業を含む。）60 日以上の方がいる経営体を準主業経営体、主業経営体、準主業経営体以外の経営体を副業的経営体といいます。

### (3) 営農類型

農業経営体の作物別の販売収入を「水田作」、「畑作」、「野菜作」、「果樹作」、「花き作」、「酪農」、「肉用牛」、「養豚」、「採卵養鶏」、「ブロイラー養鶏」及び上記のいずれにも属さない「その他」に区分し、最も収入が大きい区分に分類した農業経営体の経営をいいます。ただし、野菜作はさらに「露地野菜作」及び「施設野菜作」に、花き作は「露地花き作」及び「施設花き作」に、肉用牛は「繁殖牛」及び「肥育牛」のより収入が大きい区分に細分します。

### (4) 農業粗収益

1年間の農業経営によって得られた総収益額であり、耕種及び畜産の農産物の販売収入、農業生産関連事業及び家計に仕向けられた農産物の価額のほか、農業用生産手段（例えば農機具、自動車など）の一時的賃借料なども含めました。

具体的には、農業現金収入（現物外部取引価額を含む。）、農業生産関連事業消費額、農業生産現物家計消費額、年末未処分農産物の在庫価額及び動植物の成長・新植による増価額を加算した合計額から、年始め未処分農産物在庫価額を差し引いたものです。なお、経営安定対策等の補てん金・助成金については農業雑収入に、販売価格の一部として交付される助成金等については当該農産物の販売収入としました。

また、助成金等は、当年の調査期間内に発生したものを当年に含めました。

#### ア 作物収入

永年性植物（果樹、茶樹、桑樹など）の「成長・新植による増価額」は、各作物の収入に計上しました。

#### イ 畜産収入

各部門ごとに動物の「成長・生産による増価額」、肥育牛及び中小動物については、「頭羽数増減による増減額」が含まれています。

また、牛馬のうち未成畜（育成中のもの）の処分差損益と、死亡又は災害によりへい死した場合の減価額は畜産収入の該当科目に含めました。

#### (5) 農業経営費

1年間の農業経営に要した一切の経費であって、当年における流動的経費及び当年に負担すべき固定資産の減価償却費からなっています。したがって、自作地地代、自己資本利子及び家族労賃は含みません。

また、自家農産物を再び農業経営に消費したいわゆる中間生産物及び家計廃残物は、農業経営費には算入していません。

農業経営費の計算は、農業現金支出、現物外部取引価額、年始め農業生産資材在庫価額及び減価償却費を加算した合計額から、年末農業生産資材在庫価額を差し引いたものです。

#### (6) 農業所得

農業所得＝農業粗収益－農業経営費

#### (7) 農業生産関連事業

当該農業経営体における農業経営関与者<sup>注</sup>が経営する農産加工等の農業に関連する事業であって、①従事者がいること、②当該農業経営体が生産した農産物を使用していること、③当該農業経営体が所有又は借り入れている耕地若しくは農業施設を使用していることのいずれかに該当するものをいいます。ただし、当該農業経営体とは別の経営体として経営する事業を除きます。

注： 「農業経営関与者」とは、農業経営主夫婦及び年間60日以上当該農業経営体の農業に従事する世帯員である家族をいいます。

なお、15歳未満の世帯員及び高校・大学等への就学中の世帯員は、年間の自営農業従事日数が60日以上であっても農業経営関与者とはしません。

#### (8) 農外収入・農外支出

農外収入は、農業経営関与者が農業のほか自営する兼業としての林業・水産業などの事業収入、被用労賃・俸給手当などの収入、地代収入・配当利子などの収入を計上しました。

農外支出は、農業経営関与者が農業のほか自営する兼業としての林業・水産業などの事業支出、通勤定期代等のその他の事業外支出、借入金支払利子等の負債利子を計上しました。

#### (9) 年金等の収入

年金等の収入は、被贈収入（家計以外）、公的年金給付金、公的年金以外の給付金、退職金、常住非関与者からの入金及びその他収入から農業経営関与者に関する現金収入を計上しました。

なお、その他収入には農業経営に係らない補助金（林業関係の補助金等）が含まれています。

#### (10) 総所得

総所得＝農業所得＋農業生産関連事業所得＋農外所得＋年金等の収入

(11) 租税公課諸負担（農業経営関与者の農業以外の経営負担分）

農業経営関与者の農業以外の経営負担分（農業生産関連事業及び農外事業）を把握し、計上しました（自動車税など固定資産に関する経費も関与者の農業以外の経営負担分に限定しました。）。

ここに計上する租税は直接税のみを対象とし、消費者に自動的に転嫁される間接税は、課税物品の購入価額に含めるものとしました。

公課諸負担には、租税以外で条例に基づき市町村によって徴収される分担金、各種社会保険の保険料等、その他所属する団体によって徴収される負担金等を計上しました。

(12) 可処分所得

可処分所得＝総所得－租税公課諸負担（農業経営関与者の農業以外の経営負担分）

(13) 農業依存度

事業等の所得に占める農業所得の割合をいい、経済活動による所得のうち、どれだけが農業所得に依存しているかを示す指標です。

$$\text{農業依存度 (\%)} = \frac{\text{農業所得}}{\text{農業所得} + \text{農業生産関連事業所得} + \text{農外所得}} \times 100$$

(14) 農業所得率

農業粗収益のうち、どれだけが農業所得として実現するかを示す指標です。

$$\text{農業所得率 (\%)} = \frac{\text{農業所得}}{\text{農業粗収益}} \times 100$$

(15) 付加価値額

農業粗収益から物財費（雇用労賃、支払地代及び農業経営に係る負債利子を含まない農業経営費）を差し引いたもので、農業生産により新たに生み出された付加価値額を示す指標です。

$$\text{付加価値額 (千円)} = \text{農業粗収益} - [\text{農業経営費} - (\text{雇用労賃} + \text{支払地代} + \text{農業経営に係る負債利子})]$$

(16) 付加価値率

農業粗収益のうち、どれだけが農業生産によ

って新たに付加価値額として生み出されたものであるかを示す指標です。

$$\text{付加価値率 (\%)} = \frac{\text{付加価値額}}{\text{農業粗収益}} \times 100$$

(17) 農業固定資産装備率

固定資産装備の大きさを示す指標です。一般的には労働者一人当たりの固定資産額をいいますが、農業の場合は、農業労働に季節性があること等から自営農業労働1時間<sup>注</sup>当たりの固定資産額で示しました。

注：「自営農業労働時間」とは、自家農業労働時間と農作業受託に係わる労働時間を合わせたものです。

$$\text{農業固定資産装備率 (自営農業労働1時間当たり円)} = \frac{\text{農業固定資産額}}{\text{自営農業労働時間}} \times 100$$

(18) 農機具資産比率

農業固定資産額のうち、自動車や農機具などの機械装備に係わる資産額の割合を示す指標です。

$$\text{農機具資産比率 (\%)} = \frac{\text{自動車及び農機具の固定資産額}}{\text{農業固定資産額}} \times 100$$

(19) 農業固定資産回転率

農業固定資産の運用効率、利用度の状況を示す指標です。

$$\text{農業固定資産回転率 (回)} = \frac{\text{農業粗収益}}{\text{農業固定資産額}}$$

(20) 家族農業労働1時間当たり農業所得

投下された家族労働の単位時間当たりの農業所得でみた労働収益性を示す指標です。この指標により異なる部門間や同一部門での規模間比較が可能となります。

$$\text{家族農業労働1時間当たり農業所得 (円)} = \frac{\text{農業所得 (千円)}}{\text{家族農業労働時間}} \times 1,000$$

(21) 農業固定資産千円当たり農業所得

投下された固定資産の単位金額当たりの農業所得でみた資本収益性を示す指標です。「家族農業労働1時間当たり農業所得」と同様に異な

る部門間や同一部門での規模間比較が可能となります。

$$\text{農業固定資産千円当たり農業所得（円）} = \frac{\text{農業所得（千円）}}{\text{農業固定資産額}} \times 1,000$$

**(22) 自営農業労働1時間当たり付加価値額**

投下された労働の単位時間当たりの付加価値額でみた労働生産性を示す指標です。この指標により異なる部門間や同一部門での規模間比較が可能となります。

$$\text{自営農業労働1時間当たり付加価値額（円）} = \frac{\text{付加価値額（千円）}}{\text{自営農業労働時間}} \times 1,000$$

**(23) 農業固定資産額千円当たり付加価値額**

投下された固定資本の単位金額当たりの付加価値額でみた資本生産性を示す指標です。「自営農業労働1時間当たり付加価値額」と同様に異なる部門間や同一部門での規模間比較が可能となります。

$$\text{農業固定資産額千円当たり付加価値額（円）} = \frac{\text{付加価値額（千円）}}{\text{農業固定資産額}} \times 1,000$$

**(24) 年間月平均農業経営関与者**

月に15日以上その家に在住した農業経営関与者の人数を月別に1年間累積し、12か月で除した数を表示しました。

**(25) 家族農業就業者・専従者**

家族農業就業者は、自営農業労働（ゆい・手伝い・手間替出・共同作業出を含む。）に年間60日以上従事した家族（同居人は除く。）をいいます。

そのうち専従者は、年間の自営農業労働日数が150日以上のを表示しました。

**(26) 経営耕地**

農業経営に使用する目的で準備された耕作用の土地面積であり、原則として年始め現在について表示しましたが、年内に購入、借入れ又は売却、貸付けなどのため経営耕地面積の異動があった場合には、その土地がその年の主要生産に利用されたかどうかを次の基準により判定し、年始め面積を修正して表示しました。

ア 田については、稲の作付け以前に異動した

場合は修正しました。

また、稲の作付け以降でも、稲の作付けしである田を立毛のまま購入又は売却したことなどにより増減した場合は修正しました。

イ 畑については、6月末日以前に異動した場合は修正しました。

また、7月以降でも、畑が購入などにより増加し、当年においてその土地が主要農業生産に利用された場合は修正しました。

**(27) 自営農業労働時間**

自家農業労働時間（家族、ゆい・手間替受、農業雇・手伝い受等）と農作業受託に係わる労働時間の合計としました。

なお、労働時間は、作業のための出発からその日の作業終了後の帰着までの時間から、昼食時間及び休憩時間を除いた時間とし、早朝作業、夜間作業についても、その労働時間をそのまま加算しました。

**(28) 農業固定資産**

農業経営の生産手段として長期（1年以上）にわたって使用される資産をいい、土地、建物、自動車、農機具、植物、牛馬（肥育牛を除く。）などです。

なお、固定資産として取り扱う建物、自動車、農機具については、取得価額10万円以上のものとししました。

土地以外の固定資産の評価については、年始めに有する固定資産について取得価額によって評価しました。取得価額の不明なものは通常取引される市場価格等により評価し、次の算式で年始め現在価を算出しました。

$$\text{年始め現在価} = \text{取得価額（購入価額）} - [\text{減価償却額} \times (\text{経過年数} + 1)]$$

**(29) 農業現金収入**

生産年のいかんを問わず、経営体が年内に販売することによって得た現金総額であって、この中には当該年以前において生産された農産物の販売収入も含めました。

なお、当年に販売された農産物で売掛のままになっているいわゆる農産物販売未収入金は、販売商品の引渡し時点において現金収入として処理すると同時に、「未収入金」に振り替えま

した。

また、現物地代、現物労賃及び物々交換において支払手段として用いられた農産物などの現物外部取引の評価額は、現金収入に合算することとし、その場合の評価は支払時点における庭先販売価格により行いました。

### (30) 農業現金支出

経営体が当年に支払った農業経営上の現金支出額であって、必ずしも当該会計年の農業生産の費用だけでなく、次年以降に消費する目的で購入した農業生産資材（流動財）の現金支出額も含めました。

なお、当年に購入した生産資材で代金が未決済になっている買掛未払金は、購入商品の引き取り時点において現金支出とすると同時に「未払金」に振り替えました。

また、現物で支払った地代及び現物支払の労賃の見積額のほか、物々交換によって取得した経営用の物財などの現物外部取引の評価額も、便宜、現金支出としました。これら受取現物の評価は、経営体が供与した支払現物の支払時点における庭先販売価格により行いました。

### (31) 減価償却費

建物、自動車、農機具、植物及び動物の償却資産である資本財につき、当該会計年で負担すべき減価償却費をそれぞれ表示しました。

この場合、建物、自動車、農機具については、農業と農業経営関係者の農業以外の経営の使用割合によって農業負担分を配賦しました。

### (32) 家族労働費（労働費のうち家族）

家族労働費とは、家族労働時間に「毎月勤労統計調査」（厚生労働省）の「建設業」、「製造業」及び「運輸業、郵便業」に属する5～29人規模の事業所における賃金データ（都道府県単位）を基に算出した男女同一単価（当該地域で男女を問わず実際に支払われた平均賃金）を乗じて評価したものです。

### (33) 直接労働時間・間接労働時間

直接労働時間とは、食事・休憩などの時間を除いた調査作物調査作物・調査対象畜の生産に直接投下された労働時間（生産管理労働時間※を含む。）です。

なお、次に示すようなものは、直接労働時間を含めました。

- ・庭先における農機具の調整及び取り付け時間、宅地からほ場までの往復時間
- ・共同作業受け労働や「ゆい」、「手間替え受け」のような労働交換
- ・調査期間外の労働（例えば、秋の田起こしなど。）で、当該作物の作付けを目的とする投下労働時間
- ・ごく小規模な災害復旧作業
- ・簡易な農道の改修作業時間

間接労働時間とは、自給肥料及び自給牧草の生産、建物や農機具の自己修繕等に要した労働時間の調査対象作物・調査対象畜の負担部分です。

※ 生産管理労働時間は、生産に関する打ち合わせ等の集会出席、生産に関する技術習得、簿記記帳などの生産活動に必要な管理労働時間のことをいいます。

### (34) 自作地地代

その地方の類地（調査対象作物の作付地と地力等が類似している作付地）の小作料で評価したものです。

### (35) 自己資本利子

総資本額から借入資本額を差し引いた自己資本額に年利4%を乗じて算出したものです。

### (36) 搾乳牛1頭当たり生産費

1経営体当たり生産費を年間月平均搾乳牛（乾乳中の牛を含む。）飼養頭数で除して算出したものです。

### (37) 生乳100kg当たり生産費

搾乳牛1頭当たり生産費を、乳脂肪分3.5%換算乳量又は実搾乳量で除して算出したものです。

なお、乳脂肪分3.5%換算乳量の算出方法は、次のとおりです。

$$\text{乳脂肪分3.5\%換算乳量} = \frac{\text{乳脂肪量 (実搾乳量} \times \text{乳脂肪分)}}{0.035}$$